



農業経営統計調査の変更について

——営農類型別経営統計を中心に——

主任研究員 小針美和

はじめに

2018年11月22日の統計委員会における諮問第116号「農業経営統計調査の変更について」の答申および総務大臣の承認をうけて、農林水産省が実施している農業経営統計調査の調査体系は、19年調査から全般的に変更された。

同調査は農業経営の状況を示す統計として多くの農業関係者が活用している。統計の利用にあたっては、統計利用者が統計の変更内容や、変更に伴う統計のもつ意味の変化を正しく理解することが重要であると考えられる。

また、変更の背景には、農業構造や農業者の意識など、時代の変化に対応した調査体系の構築が求められていることがある。これは同調査のみならず、公的統計全般に共通する課題といえる。

そこで本稿では、経営収支の把握に関する「営農類型別経営統計」を中心に、これまでの調査の変遷を概観し、今回の変更点を整理することで、調査体系の変更の意義や今後の公的統計のあり方について、若干の考察を行う。

1 農業経営統計調査とは

「農業経営統計調査」は、「農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得る」ことを目的とする。「営農類型別経営統計に係る調査」と「農畜産物の生産費統計に係る調査」の2つの調査で構成され、ミクロベースで農業経営の実態を定量的に把握する重要な統計として、統計法にもとづく「基幹統計」に指定されている（第1表、第2表）。

基幹統計調査は、公的統計の中核となる基幹統計を作成するための特に重要な統計調査とされ、正確な統計を作成する必要性

第1表 統計の定義と区分

公的統計	国の行政機関、地方公共団体、日本銀行などが作成する統計 国の行政機関による統計調査の実施には、総務大臣の事前承認が必要
基幹統計	国勢統計、国民経済計算、その他国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計(統計法第5条～第7条)
一般統計	公的統計のうち基幹統計以外の統計
統計調査	統計の作成を目的として、個人または法人その他の団体に対し 事実の報告を求め ることにより行う調査(統計法第2条第5項) ※意見や意識など、事実に該当しない項目のみを調査事項とする「世論調査」などは、基本的に含まれない

資料 総務省「統計法について」をもとに作成

第2表 農林水産関係の基幹統計

基幹統計
農林業構造統計(農林業センサス)
牛乳乳製品統計
作物統計
海面漁業生産統計
漁業構造統計(漁業センサス)
木材統計
農業経営統計

資料 総務省「統計制度 基幹統計一覧」

が特に高いことなどを踏まえて、調査対象者には報告義務が課せられる。また、公的統計の調査実施には、総務大臣の事前承認が必要となるが、基幹統計の承認にあたっては、「統計委員会」（総務省に設置された専門的かつ中立・公正な第三者機関）に諮問し、委員会での審議、答申を踏まえることとされている。

農業経営統計調査の調査対象経営体は、日本の農業構造を反映するよう農林業センサスデータを母集団として抽出する。規模階層や品目、地域を考慮して選定され、17年調査における調査対象経営体数は8,640経営体となっている。農林業センサスの実施サイクルに合わせ、調査対象経営体を5年間固定して調査することで、個々の経営状況の変化と合わせて、その間に農業構造がどのように変化したかを把握する仕組みとしている。

2 営農類型別経営統計の変遷

農業経営体の経営収支を把握する「営農類型別経営統計」は、大正時代に開始され

た「農家経済調査」を端緒とする。農家経済調査は、その名称が示すとおり、所得部門と家計部門が融合した“農家”を対象としており、旧統計法のもとで、指定統計（現在の基幹統計に相当）に指定されていた。農工間格差の縮小が大きな農政課題であったという時代背景もあり、農業経営のみでなく、農業に従事しない世帯員の農外所得等を含めた農家世帯全体の経済収支をとらえようとするものであった。

1995年に農家経済調査と農畜産物繭生産費調査は「農業経営統計調査」（指定統計）に統合されたが、この時点では調査内容は大きく変わらず、農家経済調査は、その内容を踏襲した「農業経営動向統計」として実施することとされた（第3表）。

その後、99年に制定された食料・農業・農村基本法のもと、食料・農業・農村基本計画（2000年策定）において「専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要」とされるなど、農業経営政策として担い手に施策を重点化することが

第3表 経営収支を把握する統計調査の変遷

	世帯による農業経営	組織による農業経営
～94年	農家経済調査	農家経済調査
95	農業経営統計調査 <農業経営動向統計>	
96～03	農業経営統計調査 <農業経営動向統計>	農業組織経営体経営調査 <経営統計> ^{(注)2}
04～18	農業経営統計調査 <営農類型別経営統計> (個別経営)	農業経営統計調査 <営農類型別経営統計> (組織経営)

資料 農林水産省「農家経済調査報告」等の報告書(各年版)をもとに作成

(注)1 網掛けは指定統計もしくは基幹統計。

2 農業組織経営体経営調査は承認統計であり、稲作、麦類作、大豆作に関する調査である。

明示された。

農業経営統計調査も新基本法・基本計画にもとづく形で見直しが検討され、農業経営動向統計は、04年調査より「農業経営の^(注1)展望」に示された営農類型にもとづく「営農類型別経営統計」に再編された。

また、法人化、組織化の推進に合わせて、96年から稲作、麦類作、大豆作の組織経営を対象に、旧統計法の承認統計（現在の一般統計に相当）として実施されていた「農業組織経営体経営調査」を04年に統合し、農家以外の事業体も指定統計である「農業経営統計調査」の調査対象とされた。

さらに、販売農家を調査対象とする「個別経営」の調査項目では、農業経営の視点をより強くした。具体的には、農外所得や年金等の収支を含めた総所得は把握するものの、対象となる世帯員を農業経営に關与している世帯員（農業経営の経営主夫婦、および農業の年間従事日数が60日以上の子帯員〔15歳未満、高校生・大学生を除く〕）に限定した。家計費についても、総務省の「家計調査」にもとづく推計値が公表されるのみとなった。

(注1) 農林水産省は基本計画と合わせ、主な営農類型の地域ごとに「効率的かつ安定的な農業経営」の姿やそれを實現する道すじをミクロレベルで示す「農業経営の展望」を公表している。農業経営統計調査における営農類型は、水田作、畑作、露地野菜作、施設野菜作、果樹作、露地花き作、施設花き作、酪農、繁殖牛、肥育牛、養豚、採卵養鶏、ブロイラー養鶏、およびその他の14類型である。個別経営は14類型全て、組織法人経営体はその他を除く13類型について、統計をとりまとめている。

3 2019年以降の調査変更 内容

以下では、19年以降の調査の主な変更点のうち、①調査実施方法、②調査対象区分、③経営収支にかかる調査項目の3点について説明する（第4表）。

(1) 調査実施方法の変更

農業経営体の経営収支や生産費のデータを収集するには、日々の農作業や現金収受の状況を記録しておく必要がある。しかし、“農家はどんぶり勘定”と^{やゆ}揶揄されることもあるように、農業は、農家では日々の生活の一部として営まれており、事業としてとらえて記録する農家も、簿記仕訳の知識を有する人も少ないという時代が長く続いてきた。

そのため、農家経済調査では、調査対象農家に日々の現金収支、現物の受払いや消費の内容、また、作業ごとの労働時間等を記帳する「日計簿」を調査票として配付して記帳してもらい、それを地域の統計担当職員が定期的に訪問して回収し、統計システムに仕訳入力していた。あわせて、職員の面接（聞き取り）により、調査対象農家の世帯員の異動や財産の増減・変化等を把握し、それらの情報をもとに統計担当職員が簿記的操作によって決算を行い、個別農家ごとの結果をとりまとめていた。

95年に農家経済調査が農業経営統計調査に統合された後、04年の営農類型別経営統

第4表 2019年以降の調査の主な変更内容

		18年調査まで	19年調査から
調査体系の見直し	調査票	営農類型別経営統計、農畜産物生産費調査共通で「現金出納帳」「作業日誌」「経営台帳」の3種類の調査票	営農類型別経営統計(個人経営体・法人経営体の2種類)、農畜産物生産費調査(農畜産物の品目別、組織別に16種類)ごとに、調査項目が明示された調査票
	調査実施方法	「現金出納帳」「作業日誌」は報告者が日々記録し数か月ごとに提出 「経営台帳」の内容は年1回の調査員による面接調査により把握 「現金出納帳」等の報告者の記録を、職員(調査員)がシステムコードに合わせて仕訳・入力	報告者が調査票を記入し年1回の提出(必要に応じて統計担当職員や専門調査員がフォローする)
営農類型別経営統計の対象区分の見直し		世帯による農業経営であるか否かを基準に「個別経営体」「組織法人経営体」に区分	法人格を有しているか否かを基準に「個人経営体」「法人経営体」に区分
		個別経営体:法人格の有無に関わらず、世帯による農業経営を行う経営体 組織法人経営体:個別経営体以外の農事組合法人および会社組織による経営体	個人経営体:世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有しない経営体 法人経営体:世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有する経営体、および農事組合法人ならびに会社組織等による経営体
経営収支に関する調査項目		「現金出納帳」等に入力された情報にもとづき、職員(調査員)が仕訳	個人経営体:青色申告等の税務申告書類に即した項目 法人経営体:企業会計基準にもとづく貸借対照表および損益計算書に即した項目

資料 総務省政策統括官(統計基準担当)「諮問第116号の概要(農業経営統計調査の変更)」(18年8月)をもとに作成

計に再編された際に、調査票は「日計簿」から「現金出納帳」「作業日誌」、職員の面接等により把握する「経営台帳」に分割・整理された。しかし、現金出納帳、作業日誌には調査項目は明示されておらず、調査対象経営体が記帳した内容を職員が仕訳入力するというプロセスは継続されてきた。^(注2)

今回の変更により、これまでの現金出納帳等3種類の調査票が廃止され、19年調査からは、新たに調査項目が明示された営農類型別経営統計の調査票(個人経営体、法人経営体向けの2種類)と農畜産物生産費調査の調査票(品目や組織形態別に16種類)が新設された。

報告者は、自ら1年間の経営状況を整理したうえで調査票に記入し、提出は年1回となる。そのため、統計担当職員は報告者

が記入のしかたがわからない場合のフォロー、調査票入力および記入内容のチェック、記入内容に不整合がある場合の確認・修正は行うが、従来のような仕訳入力は行わない。

(注2) 農業経営統計調査の調査票および農業経営体ごとの集計結果表(個別結果表)は、農林水産省のホームページに掲載されている。
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/index.html
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031810250&fileKind=2>
 (19年8月8日時点)

(2) 営農類型別経営統計の調査対象区分の見直し

04年の調査変更で追加された組織経営体を対象とする調査は、農畜産物の販売を行う農家以外の事業体を調査対象とし、法人格の有無により「組織法人経営体」と「任

第5表 営農類型別経営統計の調査対象区分

	調査対象	母集団の 農林業 センサス	世帯による農業経営		組織による農業経営	
			法人格なし	法人格あり	法人格あり	法人格なし
04～07年	「販売農家」 および 「農家以外の 農業事業体 (販売目的)」	00年	個別経営体 (個別法人経営体を含む)		組織法人経営体	任意組織経営体
08～11		05年				
12～16	「農業経営体」 のうち農畜産 物の販売を 目的とする 経営体	10年				任意組織経営体 (水田作の 集落営農)
17～18		15年				
19～			個人経営体	法人経営体		
			個別法人経営体	組織法人経営体		

資料 農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計」各年版をもとに作成

意組織経営体」に区分していた（第5表）。しかし、任意組織経営体は詳細な経営データの把握が難しいケースも多く見られたこと、集落営農でない任意組織経営体はその数が減少していたこと等を理由として、12年調査から任意組織経営体の調査対象は水田作の集落営農のみに限定された。また、集落営農組織の法人化が進展してきたことをうけて、17年調査からは任意組織経営体の調査は行わないこととし、組織法人経営体のみが調査対象となった。

一方で、個別経営体を対象とする調査については、農業経営動向統計を踏襲し、農林業センサスの販売農家が母集団とされた。そのため、いわゆる一戸一法人（法人化している家族経営）は「個別法人経営体」と定義されて個別経営に分類された。2005年農林業センサスにおいて、「農業経営体」の概念が導入された後も、個別経営の定義は「販売を目的とする農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体」とされ、実質

的に定義は変わらなかった。すなわち、18年調査までは、調査対象の属性的範囲は、世帯による農業経営であるか否かがメルクマールとされた。

19年調査からは、世帯による農業経営のうち、法人格を有しないものを「個人経営体」、法人格を有する「個別法人経営体」と「組織法人経営体」を統合して「法人経営体」とし、法人格の有無によって調査対象を区分することとなった。

(3) 経営収支項目に関する見直し

調査対象区分と調査票の見直しをうけて、経営収支にかかる調査項目は、個人経営体では青色申告等の税務申告書類、法人経営体は企業会計基準にもとづく貸借対照表および損益計算書に即した項目としている。

また、個別経営体の経営収支について、農業および農産加工等の農業生産関連事業中心の調査項目とし、勤労農外所得や年金等、またそれらを含めた総所得は把握しな

第6表 農家(世帯による経営)の所得を把握する対象と範囲

	調査名	調査対象	所得を把握する範囲		家計費
～94年	農家経済調査	全農家(販売農家および自給的農家)	総所得(農業所得を含む)	農業に従事しない世帯員の農外所得、年金等を含めた 農家世帯員全員の総所得	統計として把握、公表
95～03	農業経営動向統計				
04～16	営農類型別経営統計	個別経営体	総所得(農業所得を含む)	農業経営に関与している世帯員(農業経営の経営主夫婦、および農業の年間従事日数が60日以上(15歳未満、高校生・大学生を除く))について、総所得を把握	総務省「家計調査」にもとづく推計家計費を公表
17～18					
19～		個人経営体	主に農業、農業生産関連事業の所得	対象経営体が自ら行う事業以外の収入、所得(勤労農外所得、年金等)は把握しない	公表しない

資料 農林水産省「農家経済調査」「農業経営統計調査」各年版をもとに作成

(注3)
いこととされた(第6表)。

(注3) なお、個人経営体の調査対象経営体が、同じ世帯のなかで不動産業や林業等の農業以外の事業を営んでいる場合には、農業以外の事業収支を税務申告書類にもとづいて回答することとされている。

4 調査変更の背景

農業経営統計調査の変更は、農林業センサスの結果を踏まえた母集団更新のタイミングと合わせて行われるのが通例である。今回、その途中にもかかわらず調査変更が行われた背景のひとつには、政策運営におけるEBPM(証拠にもとづく政策立案)の推進とそれに対応した公的統計の見直し、「2023年までの農業法人5万経営体育成」をはじめとする農政における法人化推進策への対応等、安倍政権下で進められている統計制度改革や農政改革への対応が早急に求められていたことがある。

もうひとつの背景は、従来の調査実施体制の維持が現実的に困難となりつつあることである。従来の調査票は、いわば、財務

諸表作成前の元帳のようなものである。個人情報保護法の施行等、社会情勢として個人情報の取扱いが厳しくなっていることもあって、農業者にとって所得や経営の細部に関する情報を他者に提出することへの忌避感が強くなっている。

また、作業記録や財務諸表作成に経営管理ソフトや会計ソフトを活用する経営体が増えており、それらとは別に調査票の提出のために日々の記帳を行わなければならないことへの負担感も強まっていた。これらがあいまって、調査対象経営体の選定は、年を追うごとに難しさを増してきている。

一方で、ピーク時には2万人を超えていた農林水産統計の担当職員数は、行政改革の流れのなかで大幅な削減を余儀なくされ、04年度には5千人弱まで減少し、足もとでは千人を割り込んでいる。マンパワー不足を補うため、民間に統計業務の一部を委託する「専門調査員」の活用等により人員確保に努めているものの、細分化された科目に合わせて仕訳入力する手間も大きく、入力作業の効率化による労力削減が求められ

ていた。

5 新時代に対応した統計のあり方とは

統計委員会の審議においては、統計の継続性やこれまで積み重ねてきた統計調査のノウハウを維持しつつ、時代の変化に対応した統計調査とするためにはどのような調査体系がふさわしいのか、ということが議論のポイントのひとつになった。^(注4)これは農業経営統計調査のみならず、公的統計全般に当てはまる課題といえよう。

これまで見てきたように、農業経営統計調査で把握する経営収支の主眼は、農家経済から農業経営へ、なかでも法人経営へとシフトしてきた。そして、今回の変更により、その名称のとおり農業経営を把握するための統計調査に移行したといえよう。

今後、農家の高齢化や減少が進み、他方で企業による農業経営等の農家以外の経営体の増加や、組織経営体のシェア拡大が見込まれるなかで、農業経営に着目して生産性や収益性をとらまえることの重要性はさらに高まるであろう。今回の変更は、それらのニーズに応じた見直しであると考えられる。

また、新たな調査方法の導入によって、報告者・統計作成者双方の負担軽減につながることを期待される。農林水産省では、ホームページ上で調査票記入に活用できるソフトウェアを紹介し、経営管理ソフト等との連携を進めるためのIT関連事業者との

勉強会も開催している。今後、さらに進化するであろうICT技術の活用による調査の効率化推進も求められる。

新設された調査票では、調査項目が明確になっているため、調査項目と公表される調査結果との関係がわかりやすくなり、統計利用者にとっての利便性が高まることも期待される。

ただし、農業経営（簿記）の仕訳は、当該収益（費用）がどの科目に該当するのか、判断が難しかったり、地域によって解釈が異なったりするケースもある。回答者が統一した基準にもとづいて調査票に記入ができるよう、それぞれの項目の定義を明確にし、マニュアル等で丁寧な説明を行うなど、回答者にとって記入しやすく、また、精度の高いデータを徴収できる環境を整えることが求められる。

(注4) 筆者は、11年の諮問第36号「農業経営統計調査の変更について（諮問）」より、統計委員会産業統計部会の専門委員として同調査の見直しの審議に参画している。本稿における意見の一部は、審議のなかでの発言にもとづくものである。

おわりに

今回の調査変更は、調査全般にわたる抜本的なものである。そのため、統計委員会の答申にもあるとおり、調査方法の見直しによって効率化が期待される一方で、調査票への正確および的確な記入の確保や、調査結果に影響が生じる懸念もある。今後の調査実施、集計プロセスのなかで、新たな調査体系のもとでの回答状況や調査結果の

継続性等について多角的に確認・検証を行い、2020年農林業センサスの結果を踏まえた標本抽出までに、必要な改善・見直しを図っていく必要がある。

また、統計に潜む課題は、統計データを分析・活用するなかで浮き彫りになってくる。今後の検証にあたっては、農業、農協関係の実務担当者、研究者等の利用頻度の高い統計利用者が、統計の精度や信頼度の向上に対する問題意識をもち、積極的に改

善提案を行っていくことも重要になろう。

<参考文献>

- ・尾高恵美（2006）「農家の経営収支—調査体系の変更点と最近の動き—」『農林金融』2月号
- ・齊藤昭編著（2013）『「農」の統計にみる知のデザイン』農林統計出版
- ・吉田忠・永田恵十郎編（1987）『食糧・農業問題全集^② 農業統計の作成と利用』農山漁村文化協会

（こばり みわ）

